別表一㈠の表中「（ふりがな）／法人名」を「（ふりがな）／法人名／法人番号」に、「所得金額又は欠損金額（別表四「47の①」）」を「所得金額又は欠損金額（別表四「48の①」）」に、「法人税額の特別控除額（別表六（六）「24」＋別表六（七）「13」＋別表六（八）「22」＋別表六（十）「23」＋別表六（十一）「23」＋別表六（十二）「30」＋別表六（十三）「24」＋別表六（十四）「22」＋別表六（十五）「25」＋別表六（十六）「25」＋別表六（十七）「15」＋別表六（十八）「16」＋別表六（十九）「22」＋別表六（二十）「13」＋別表六（二十一）「21」＋別表六（二十二）「24」＋別表六（二十三）「12」）」を「法人税額の特別控除額（別表六（六）「27」＋別表六（七）「16」＋別表六（八）「10」＋別表六（九）「22」＋別表六（十一）「23」＋別表六（十二）「30」＋別表六（十三）「24」＋別表六（十四）「22」＋別表六（十五）「25」＋別表六（十六）「25」＋別表六（十七）「24」＋別表六（十八）「36」＋別表六（十九）「16」＋別表六（二十）「22」＋別表六（二十一）「13」＋別表六（二十二）「21」＋別表六（二十三）「24」＋別表六（二十四）「12」）」に、「課税留保金額（別表三（一）「39」）／同上に対する税額（別表三（一）「47」）」を「課税留保金額（別表三（一）「37」）／同上に対する税額（別表三（一）「45」）」に、「㉛の25.5％相当額」を「㉛の25.5％又は23.9％相当額」に、「法人税額（㉝の25.5％相当額）」を「法人税額（㉝の25.5％又は23.9％相当額）」に、「所得税額（別表六（一）「6の③」）」を「所得税額（別表六（一）「13」）」に改め、同表の記載要領等の項中「第42条の４第11項（連結納税の承認を取り消された場合の試験研究費の額に係る法人税額）（所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）附則第63条（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第８条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の４の２第７項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、」を「又は」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第９号。以下この号において「平成27年改正法」という。）第８条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の４第11項（連結納税の承認を取り消された場合の試験研究費の額に係る法人税額）（平成27年改正法附則第116条の規定による改正前の所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）附則第63条（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第８条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の４の２第７項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、」を加え、同号㈡中「別表六（二十五）「31」」を「別表六（二十六）「31」」に改め、同表の記載要領等の次に１号を加える。

9　「㉛の25.5％又は23.9％相当額　㉟」及び「法人税額（㉝の25.5％又は23.9％相当額）　㊲」の各欄は、平成27年４月１日以後に開始する事業年度にあつては「25.5％又は」を消し、同日前に開始した事業年度にあつては「又は23.9％」を消すこと。

別表一㈡の表中「（ふりがな）／法人名」を「（ふりがな）／法人名／法人番号」に、「所得金額又は欠損金額（別表四「48の①」）」を「所得金額又は欠損金額（別表四「48の①」）」に改める。